

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年 6 月30日

【会社名】 明治海運株式会社

【英訳名】 Meiji Shipping Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長C00 内田 貴也

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区明石町32番地

【電話番号】 神戸078(331)3701

【事務連絡者氏名】 専務取締役 笹原 弘崇

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

明治海運株式会社 東京本部

【電話番号】 東京03(3792)0811

【事務連絡者氏名】 専務取締役 笹原 弘崇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものである。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(新設)	(電子提供措置等) <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第47条(条文省略)	第17条～第48条(現行どおり)
(新設)	(附則) 1 <u>定款第16条(電子提供措置等)は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、従前の例による。</u> 3 <u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、内田 和也、内田 貴也、丑嶋 淳、土谷 信雄、笹原 弘崇、藤川 仁、水野 敏郎、丹生 雅之、吉ヶ江 隆介、大野 勝久および長谷 吉博を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)(注)3
第1号議案	322,523	134		(注)1	可決 99.9%
第2号議案					
内田 和也	305,762	16,962		(注)2	可決 94.7%
内田 貴也	305,779	16,945			可決 94.7%
丑嶋 淳	311,729	10,995			可決 96.6%
土谷 信雄	319,821	2,903			可決 99.1%
笹原 弘崇	319,831	2,893			可決 99.1%
藤川 仁	319,831	2,893			可決 99.1%
水野 敏郎	319,831	2,893			可決 99.1%
丹生 雅之	319,831	2,893			可決 99.1%
吉ヶ江 隆介	319,831	2,893			可決 99.1%
大野 勝久	310,043	12,681			可決 96.0%
長谷 吉博	319,817	2,907			可決 99.1%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 本株主総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。